

令和4年那審第9号

裁 決  
瀬渡船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生年月日時刻及び場所  
令和2年9月26日05時15分  
沖縄県渡嘉敷島東方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 瀬渡船A  
総トン数 4.2トン  
登録長 9.95メートル  
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 281キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成10年5月に進水した、航行区域を限定沿海区域とする、最大とう載人員が船員3人及び旅客12人のFRP製小型兼用船で、船体中央部後方に操舵室を、同室上方にフライングブリッジを設けていた。

操舵室は、前部囲壁のひさしにサーチライト及び拡声器を、右舷囲壁にフライングブリッジに通じる梯子を、同室前部中央に魚群探知機兼用のGPSプロッターを、同プロッター右舷側に計器盤を、計器盤後方に舵輪を、舵輪後方に1人掛けの操縦席を、同席右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備するほか、操舵室前部下方に船室を区画していた。

フライングブリッジは、前面に風防が設置され、前部中央に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、舵輪後方に1人掛けの椅子をそれぞれ装備していた。

#### (2) a 受審人の経歴等

(一部省略)

そして、a 受審人は、遊漁船利用者を案内する漁場の位置等を示す各海図が新港ふ頭地区の事務所に備えられていることを知っていたほか、渡嘉敷島南部の野嘉良埼東方沖合を昼夜とも約50回の航行経験から運瀬と称する水上岩の存在を承知していた。

#### (3) 渡嘉敷島等

渡嘉敷島は、沖縄県慶良間列島東部に位置する南北方向に延びた丘陵地の有人島で、北部の東岸には北方をさんご礁、東方を同県城島、西方を陸岸で囲まれて南方を港口とする渡嘉敷港が築造されて

おり、陸岸から東方に延びた防波堤東端に同港を示す渡嘉敷港南防波堤灯台が設置され、また、南部の野嘉良埼東方沖合には運瀬を含む危険界線で囲まれた運瀬の西方に、暗岩の存在が海図W 2 3 6 慶良間列島に記されていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、慶良間列島の4か所に瀬渡しする目的で、船首0.54メートル船尾1.23メートルの喫水をもって、令和2年9月26日04時00分定係地を発し、城島に向かった。

発航するにあたり、a 受審人は、野嘉良埼東方沖合の航行経験から運瀬の存在を承知していたものの、運瀬以外、同沖合についての水路事情を把握していなかったが、GPSプロッターを活用して運瀬を避ければ予定経路上に航行の支障となるものはないと思い、事務所に備えられた海図W 2 3 6 慶良間列島に当たって同経路上を確かめるなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、GPSプロッターを作動して操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、那覇港西方沖合を航行して渡嘉敷島東方沖合で渡嘉敷港南防波堤灯台の灯光を目視し、05時00分頃サーチライトを城島南岸に照射しながら同岸に寄せて釣り客2人を瀬渡しさせたのち、渡嘉敷島南方沖合の白岩に向かうため、同島東方沖合を航行した。

a 受審人は、野嘉良埼東方沖合に至り、沖縄県ウン島に設置された阿波連埼灯台の灯光を右舷船首方に目視し、GPSプロッター画面を一見して運瀬を左舷方に通過できると見込み、05時09分半僅か前同灯台から050度（真方位、以下同じ。）3.02海里の地点で、針路を215度に定めたところ、同沖合の暗岩に向首する

状況となり、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、野嘉良埼東方沖合の暗岩に向首したまま続航し、05時15分阿波連埼灯台から059.5度1.86海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同暗岩に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、錨泊して携帯電話で事務所の親族に救助を要請し、急行した僚船に釣り客10人を移乗させ、自船の防水措置を施した。

Aは、那覇港で全釣り客を降ろした僚船が来援して同港に引き付けられた。

乗揚の結果、船底に破口、推進器翼に欠損、舵板に曲損等を生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、慶良間列島に向けて那覇港を発航するにあたり、水路調査が不十分で、夜間、野嘉良埼東方沖合の暗岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、慶良間列島に向けて那覇港を発航する場合、運瀬以外、野嘉良埼東方沖合についての水路事情を把握していなかったのだから、遊漁船利用者の安全を確保することができるよう、事務所に備えられた海図W236慶良間列島に当たって予定経路上を確かめるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、GPSプロッターを活用して運瀬を避ければ予定経路上に航行の支障となるものはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、野嘉良埼東方沖合の暗岩に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に

損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文